

## 議案第45号

### 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例及び鳥取県青少年健全育成条例の一部改正について

次のとおり鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例及び鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例及び鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

（鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正）

第1条 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(製造等の禁止)</p> <p>第11条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 規則で定める正当な理由がある場合を除き、<u>知事指定薬物を購入し、受領し、又は所持すること</u> (第2号に掲げる行為を除く。)</p> <p>(5) <u>知事指定薬物をみだりに使用すること</u>。</p> <p>(6) 略</p>	<p>(製造等の禁止)</p> <p>第11条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 規則で定める正当な理由がある場合を除き、<u>大臣指定薬物又は知事指定薬物を販売又は授与の目的で購入し、受領し、又は所持すること</u> (県の区域外における販売又は授与の目的で購入し、受領し、又は所持する場合を除く。)</p> <p>(5) <u>大臣指定薬物又は知事指定薬物をみだりに使用し、又はみだりに使用する目的で購入し、受領し、若しくは所持すること</u>。</p> <p>(6) 略</p>
<p>(鳥取県青少年健全育成条例の一部改正)</p> <p>第2条 鳥取県青少年健全育成条例 (昭和55年鳥取県条例第34号) の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。</p>	

改 正 後	改 正 前
<p>(販売等の自主規制)</p> <p>第11条 図書類の販売又は貸付け（以下「販売等」という。）を業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、若しくは交換により入手させ、又はこれを青少年に見せ、聴かせ、若しくは読ませないよう努めなければならぬ。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 青少年の<u>自死</u>を積極的に奨励し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</p> <p>(4) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(場所の提供等の禁止)</p> <p>第19条 何人も、次に掲げる行為を青少年が行い、又はこれらの行為が青少年に対して行われることを知って、場所を提供し、又はこれらの行為を周旋してはならない。</p>	<p>(販売等の自主規制)</p> <p>第11条 図書類の販売又は貸付け（以下「販売等」という。）を業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、若しくは交換により入手させ、又はこれを青少年に見せ、聴かせ、若しくは読ませないよう努めなければならぬ。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 青少年の<u>自殺</u>を積極的に奨励し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</p> <p>(4) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(場所の提供等の禁止)</p> <p>第19条 何人も、次に掲げる行為を青少年が行い、又はこれらの行為が青少年に対して行われることを知って、場所を提供し、又はこれらの行為を周旋してはならない。</p>

(1)～(6) 略

(7) 薬事法（昭和35年法律第145号）第76条の4の規定に違反して、同法第2条第14項に規定する指定薬物を製造し、輸入し、販売し、若しくは授与する行為又は同項に規定する指定薬物を所持する行為（販売又は授与の目的で貯蔵し、又は陳列する行為に限る。）

(8)・(9) 略

(1)～(6) 略

(7) 薬事法（昭和35年法律第145号）第76条の4の規定に違反する行為

(8)・(9) 略

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。